

告示第 90 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、
通行する車両の高さの最高限度が 4.1m である道路を下記のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 4 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

記

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
町道 沖代線	沖代字前田 42 番 1 地先から沖代字前田 46 番 1 地先まで
町道 揖保線	沖代字竹ノ内 84 番 6 地先から吉福字西川原 256 番地先まで

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日